

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 24 年 4 月 26 日（木）午前 9 時～午前 9 時 25 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、生活環境部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、教育部生涯学習スポーツ担当部長、議会事務局長 欠席者：会計管理者
議 題	1 平成 24 年第 2 回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1 について：提案のとおり、提出議案として決定する。 議題 2 について：第 2 回議市議会定例会の招集期日は、6 月 4 日（月）である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	議題 1 平成 24 年第 2 回市議会定例会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (財政担当部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、議会を招集する時間的な余裕がなく専決処分としたため、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。 概要については、平成 24 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 1 号）について、損害賠償請求事件（平成 22 年（ワ）第 525 号）の判決言渡しが 4 月中に予定されており、賠償金等の支払い義務が生じることから、必要な額を補正するものである。 なお、金額については、現在積算中である。 (結 論) 提出議案として決定する。 (2) 専決処分の承認を求めることについて (市民部長説明) 地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会を招集する時間的な余裕がなく専決処分としたため、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。 概要については、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 17 号）の施行に伴い、武蔵村山市税賦課徴収条例（昭和 26 年村山村条例第 10 号）の一

部について改正するものであり、土地に係る固定資産税についての平成 24 年度の評価替えに伴う税負担の調整、住宅用地及び特定市街化区域農地に係る据置特例の見直し等所要の規定を整備するものである。

なお、専決処分日は平成 24 年 3 月 31 日である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(3) 専決処分の承認を求めることについて

(市民部長説明)

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会を招集する時間的な余裕がなく専決処分としたため、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

概要については、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の施行に伴い、武蔵村山市都市計画税条例（昭和 39 年村山町条例第 32 号）の一部について改正するものであり、土地に係る都市計画税についての平成 24 年度の評価替えに伴う税負担の調整、住宅用地及び特定市街化区域農地に係る据置特例の見直し等所要の規定を整備するものである。

なお、専決処分日は平成 24 年 3 月 31 日である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 専決処分の承認を求めることについて

(市民部長説明)

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会を招集する時間的な余裕がなく専決処分としたため、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

概要については、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の施行に伴い、武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和 34 年村山町条例第 20 号）の一部について改正するものであり、武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例の付則に第 15 項を加えるものである。

なお、専決処分日は平成 24 年 3 月 31 日である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 武蔵村山市印鑑条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 77 号）の施行及び外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）の廃止に伴い、武蔵村山市印鑑条例（昭和 53 年武蔵村山市条例第 15 号）の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市印鑑条例第 3 条に規定する印鑑の登録ができる対象者から「外国人登録法第 4 条に規定する外国人登録原票に登録されている者」を削除し、併せて規定の整備を行うものである。

施行期日については、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

（結 論）

提出議案として決定する。

(6) 武蔵村山市事務手数料条例の一部を改正する条例

（市民部長説明）

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行及び外国人登録法の廃止に伴い、武蔵村山市事務手数料条例（平成 12 年武蔵村山市条例第 15 号）の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市事務手数料条例別表中の「外国人登録原票記載事項証明」の項を削除するものである。

施行期日については、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

（結 論）

提出議案として決定する。

(7) 武蔵村山市奨学資金条例の一部を改正する条例

（企画財務部長説明）

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行及び外国人登録法の廃止に伴い、武蔵村山市奨学資金条例（昭和 47 年武蔵村山市条例第 21 号）の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市奨学資金条例第 5 条で規定する要件から「外国人登録法第 4 条第 1 項に規定する外国人登録原票に登録されていること」とする要件を削除するものである。

施行期日については、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

（結 論）

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市私立幼稚園入園支度金貸付条例の一部を改正する条例

（健康福祉部長説明）

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行及び外国人登録法の廃止に伴い、武蔵村山市私立幼稚園入園支度金貸付条例（昭和

52年武蔵村山市条例第16号)の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市私立幼稚園入園支度金貸付条例第3条で規定する要件から「外国人登録法第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されていること」とする要件を削除するものである。

施行期日については、平成24年7月9日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市敬老金支給に関する条例の一部を改正する条例
(高齢・障害担当部長説明)

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行及び外国人登録法の廃止に伴い、武蔵村山市敬老金支給に関する条例(昭和44年村山町条例第15号)の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市敬老金支給に関する条例第2条で規定する敬老金の支給対象者から「外国人登録法第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されているもの」を削除する。

施行期日については、平成24年7月9日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 武蔵村山市心身障害者福祉手当条例等の一部を改正する条例
(高齢・障害担当部長説明)

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行及び外国人登録法の廃止に伴い、武蔵村山市心身障害者福祉手当条例(昭和45年村山町条例第7号)、武蔵村山市心身障害児医療費助成に関する条例(昭和48年武蔵村山市条例第18号)及び武蔵村山市特殊疾病患者福祉手当条例(昭和56年武蔵村山市条例第8号)の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市心身障害者福祉手当条例、武蔵村山市心身障害児医療費助成に関する条例及び武蔵村山市特殊疾病患者福祉手当条例の手当支給又は医療費助成の対象者から「外国人登録法第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されているもの」を削除するものである。

施行期日については、平成24年7月9日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(1) 武蔵村山市生活資金融資条例の一部を改正する条例
(生活環境部長説明)

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行及び外国人登録法の廃止に伴い、武蔵村山市生活資金融資条例（昭和 53 年武蔵村山市条例第 13 号）の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市生活資金融資条例第 7 条で規定する要件から「外国人登録法第 4 条第 1 項に規定する外国人登録原票に登録されていること」とする要件を削除するものである。

施行期日については、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(2) 平成 24 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 2 号）
(財政担当部長説明)

歳入歳出予算において補正する必要があるので、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

(1) 武蔵村山市立温泉施設の指定管理者の指定について
(生活環境部長説明)

武蔵村山市立温泉施設（武蔵村山市本町五丁目 29 番地の 1）の指定管理者の名称、所在地及び代表者氏名については、4 月 20 日に第 1 回選定委員会を開催、翌月 14 日に第 2 回選定委員会を開催し、指定管理者の候補者を選定するため、現在は未定である。指定の期間については、平成 24 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとなる。

(結 論)

提出議案として決定する。

(2) 第七小学校空調設備改修工事の請負契約について
(総務部長説明)

第七小学校空調設備改修工事を施工する必要があるので、本案を提出する。

概要については、延べ床面積 5,371 m²、RC 造 4 階建校舎の単

ーダクト方式暖房設備について、既存ダクト及び機械室内の機器類を撤去し、新規個別方式により冷暖房用空調機及び全熱交換型換気設備を設置する建築・電気設備・機械設備工事一式である。概算額は 171,000 千円、工期限は平成 24 年 11 月 30 日である。

(結 論)

提出議案として決定する。

【報告事項】

(1) 専決処分の報告について

(建設管理担当部長説明)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

概要については、平成 24 年 3 月 19 日、市内本町一丁目 18 番地の 3 先（市民会館南側）の主要市道第 15 号線で都水道局発注の水道工事を工事業者が片側通行で施行していたところ、西側から東側へと被害者の 4t コンテナ車がガードマンの指示により走行した際、左側歩道に植樹された街路樹の木の枝が車道に出ており、コンテナ部分の一部が接触する事故が発生したものである。

街路樹は、幹回り約 1.0m、高さ約 8.0m、枝の高さ約 3.5m の桜の木である。

なお、示談交渉については、協議中である。

(結 論)

報告事項として決定する。

(2) 繰越明許費繰越計算書について

(財政担当部長説明)

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、報告する。

概要については、平成 23 年度から平成 24 年度に繰り越した繰越明許費について、平成 24 年 5 月 31 日までに繰越計算書を調製し、第 2 回市議会定例会において報告するものである。

(結 論)

報告事項として決定する。

【提出事項】

(1) 武蔵村山市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

(財政担当部長説明)

	<p>地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、報告する。 提出書類の内容については、平成 23 事業年度に伴う決算書及び平成 24 事業年度に伴う予算書である。</p> <p>(結 論) 提出事項として決定する。</p> <p>議題 2 その他</p> <p>(1) 第 2 回市議会定例会の招集期日について 第 2 回市議会定例会の招集期日は 6 月 4 日 (月) である。</p>
--	---

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等 :)</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示 (根拠法令等 :)</p>
--------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財務部 企画政策課 (内線 : 374)</p>
--------------	-------------------------------

(日本工業規格 A 列 4 番)